

## みやこ下地島空港ターミナル供用規程

### (目的)

第1条 この規程は下地島エアポートマネジメント株式会社（以下「SAMCO」という。）が、ターミナルビル管理に関し、利用者の安全並びに同ビルの安全かつ能率的な運営及び秩序の維持を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は SAMCO が管理する敷地内の施設（旅客ターミナル、レンタカー駐車場、送迎車用駐車場及び渡り廊下）内の官公庁専用区域を除く、公共部分及び共用部分に対し適用する。

2 SAMCO との契約による賃貸部分の利用については、別途賃貸借者と締結する賃貸借契約書及び SAMCO が制定する規則等に準拠する。

### (入場制限又は禁止)

第3条 SAMCO は、混雑の予防その他ターミナルビルの管理上必要があると認めた場合には、施設内への入場を制限若しくは禁止することができる。

### (保安区域)

第4条 SAMCO が運営する施設のうち、保安区域には次の者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) 下地島空港管理事務所長及び関係諸官庁の承認を受けた者
- (2) 航空機に乗降する旅客及び乗員
- (3) 職務中の警察官

2 前項(1)の承認を受けた者は、立入承認証又は腕章等を外部から容易に確認できる位置に表示しなければならない。

### (禁止行為)

第5条 SAMCO が管理する敷地内においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物、施設、看板等を汚損し、又は破損すること。
- (2) 駐機場、保安区域に物を投げる等、航空機の運航及び空港の運用に支障をきたす恐れのある行為をすること。
- (3) 敷地内において無人航空機を飛行させること。
- (4) 紙屑、使用済みの容器その他不要の物を所定の場所以外に捨て、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- (5) 次の物を持ち込むこと。

- ア 爆発物、発火又は引火しやすい物その他危険物。
- イ 刃物、棒その他の人に危害を加える恐れのある物。
- ウ 臭気を発する物、長大な物その他、建物又は施設を汚損し、破損する恐れのある物。

- (6) 盲導犬、介助犬を除き、動物をケージ等に入れずに立ち入ること。
- (7) タクシー、ハイヤー等の客引きをすること。
- (8) 演説、示威行為その他これらに類似する行為を行うこと。
- (9) 所定の喫煙場所以外で喫煙すること。
- (10) 騒音、乱暴その他、人の迷惑となるような行為を行うこと。
- (11) 宿泊をすること。
- (12) 被撮影者の許可なく、SAMCO 職員その他 SAMCO が管理する敷地内の施設において業務に従事する者の写真、動画等をインターネットのサイト、ブログ、SNS 等電子媒体、その他媒体に掲載すること。
- (13) 前各号の他ターミナルビルの安全、風紀又は秩序を乱し、その他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

2 ターミナルビルにおいては、SAMCO の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 寄付金を募集すること。
- (3) 物品の販売、配布、広告宣伝活動その他これらに類似する営業行為をすること。
- (4) 看板、旗、印刷物、書面等の掲示又は配布すること。
- (5) 営業としての写真、映画、テレビ等の撮影、録音又は録画を行うために一時的に施設を使用すること。
- (6) SAMCO の管理する敷地内に、車両を駐停車すること又は自転車、バイク等を放置すること。

(供用の中止等)

第6条 SAMCO は、次の各号のいずれかに該当しターミナルビルの管理に支障があると認めるときは、ターミナルビルの供用休止又は使用方法の制限を行うことがある。

- (1) 天変地異、その他異常な事態が発生したとき。
- (2) 施設の修理その他工事を行うとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由が生じたとき。

(免責)

第7条 SAMCO は、前条の規定に基づくターミナルビルの供用の休止又は使用方法の制限により生じた損害については、賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 SAMCO が管理する敷地内において故意又は過失により SAMCO の施設を破損、汚損し又はその行為により SAMCO に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(制止・退去)

第9条 SAMCO 及び SAMCO から警備を委託された者は、次に掲げる者に対し、その行為を制止又は退去、もしくは撤去を命ずることがある。

- (1) 第3条の規定に違反してターミナルビルに入場した者。
- (2) 第4条の規定に違反して保安区域に立ち入った者。
- (3) 第5条の規定に違反して禁止行為を行った者。

(法令の遵守)

第10条 SAMCO が管理運営する施設を利用又は使用する者は、この規則のほか、航空法、沖縄県の定める条例等の法令を遵守しなければならない。

(実施必要事項)

第11条 この規則に関し、必要な事項は SAMCO が別途定める。